官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○保安林の指定をする件
（農林水産一九二二～一九二九）　一
○特定水産資源（めかじき（南西太平洋海域）、めばち（東部太平洋条約海域）、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３Ｍ））、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３０））、いわしくじら、からすがれい（北西大西洋条約海域）、きはだ（インド洋協定海域）、にたりくじら、みんくくじら、めばち（インド洋協定海域）、ながすくじら及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域））に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件
（同一九三〇）　二
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件
（国土交通一〇七九）　四
○道路に関する件
（東北地方整備局一〇三、一〇四）　五
○道路に関する件
（北陸地方整備局六六～七一）　五
○道路に関する件
（近畿地方整備局一一八）　六
○道路に関する件
（中国地方整備局八五）　六
○道路に関する件
（九州地方整備局一四五）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（茨城県公安委九八）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（岐阜県公安委一七）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（愛知県公安委三二）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（三重県公安委三九）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（滋賀県公安委一五四）　七
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（京都府公安委二〇一）　七
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（大阪府公安委一六八）　七
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示
（兵庫県公安委二六〇）　七
〔国会事項〕
採用候補者名簿の有効期間の満了
（人事院）　三
日本国に帰化を許可する件
（法務省告示配一六一）　三
〔公　告〕
諸事項
官庁
土地家屋調査士懲戒処分、土地家屋調査士法人懲戒処分、公示送達、令和八年度共同研究公募課題関係　三
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　四
会社その他　二九
〔皇室事項〕　二
〔官庁報告〕
官庁事項
組換えＤＮＡ技術応用飼料の安全性に関する確認を受けた飼料について（公表）（農林水産省）　二
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）
国家試験　三
指定の目的　土砂の流出の防備　三
指定施業要件　三
(一)　立木の伐採の方法　三
1　次の森林については、主伐は、択伐による。　三
四〇字堂之嶺三八・四六・五四字山ノ際二四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）　三
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。　三
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。　三
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。　三
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　三
及び樹種　次のとおりとする。　三
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁並びに福井市役所及び越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）　三
○農林水産省告示第千九百二十三号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。　四
令和七年十二月十九日　二九
農林水産大臣　鈴木　憲和
一　保安林の所在場所　福井県福井市在田町四〇字堂之嶺三三の三、三四、三六、三八、四二、四六から四八まで、五〇から五二まで、丹生郡越前町田中五四字山ノ際二から五まで、一三から一五まで、一六の一、一六の二、二二から二四まで、三一　二
二　指定の目的　土砂の流出の防備　三
三　

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び福井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　三重県度会郡大紀町金輪字二ノ谷二〇〇から二〇七まで、二〇二の一、二〇六の一、二〇八から二一〇まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字鉢山二一一、二一二、二一二の一、二一三の一、二一三の二、二一四、二一六、二一六の一、二一七、二二二から二二七まで、二二三（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び大紀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　三重県津市美杉町太郎生字林垣内五二一五の七、五二一五の八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　山形県酒田市麓字麓山一一、一三の二、一三の三、一三の八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　山形県北村山郡大石田町大字次年子字金倉一〇五二の三三・字一ノハゲ一〇三六・一〇三七・一〇五一の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び大石田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　山形県西置賜郡飯豊町大字高峰字内山三九三七の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び大石田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　山形県西村山郡西川町大字大井沢字揚原二一九〇の四、二一九〇の七、二一九〇の一〇、三〇一九、字小檜原川三〇三五の五七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字揚原二一九〇の七・三〇一九・字小檜原川三〇三五の五七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び西川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百三十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第一項の規定に基づき、特定水産資源（めかじき（南西太平洋海域）、めばち（東部太平洋条約海域）、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３Ｍ））、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３Ｏ））、いわしくじら、からすがれい（北西大西洋条約海域）、きはだ（インド洋協定海域）、にたりくじら、みんくくじら、めばち（インド洋協定海域）、ながすくじら及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域））に関する令和八管理年度における同項各号に掲げる数量を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年十二月十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

めかじき（南西太平洋海域）、めばち（東部太平洋条約海域）、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３Ｍ））、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３Ｏ））、いわしくじら、からすがれい（北西大西洋条約海域）、きはだ（インド洋協定海域）、にたりくじら、みんくくじら、めばち（インド洋協定海域）、ながすくじら及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和８管理年度（令和８年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一　めかじき（南西太平洋海域）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

588トン

二　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
めかじき（南西太平洋海域）かつお・まぐろ漁業	588

第二　めばち（東部太平洋条約海域）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

32,372トン

二　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
めばち（東部太平洋条約海域）かつお・まぐろ漁業	24,372

第三　あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３M））

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

400トン

二　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
あかうお類(北西大西洋条約海域(区分３M))	400

第四　あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３O））

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

60トン

二　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
あかうお類(北西大西洋条約海域(区分３O))	60

第五　いわしくじら

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

56頭

二　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：頭）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
いわしくじら母船式捕鯨業	56
いわしくじら基地式捕鯨業	0

第六　からすがれい（北西大西洋条約海域）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

1,118.8トン

二　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
からすがれい（北西大西洋条約海域）	1,118.8

第七　きはだ（インド洋協定海域）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

4,002トン

二　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
きはだ（インド洋協定海域）大中型まき網漁業及びかつお・まぐろ漁業	4,002

第八　にたりくじら

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

153頭

二　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：頭）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
にたりくじら母船式捕鯨業	133
にたりくじら基地式捕鯨業	20

第九　みんくくじら

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

145頭

二　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：頭）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
みんくくじら母船式捕鯨業（太平洋海域）	0
みんくくじら母船式捕鯨業（オホーツク海域）	0
みんくくじら基地式捕鯨業（太平洋海域）	112
みんくくじら基地式捕鯨業（オホーツク海域）	33

第十　めばち（インド洋協定海域）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

4,237トン

二　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
めばち（インド洋協定海域）大中型まき網漁業及びかつお・まぐろ漁業	4,237

第十一　ながすくじら

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

58頭

二　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：頭）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
ながすくじら母船式捕鯨業	58

第十二　くろまぐろ（東部太平洋条約海域）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

10トン

二　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（東部太平洋条約海域）かつお・まぐろ漁業	10

○国土交通省告示第千七十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月十九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

山本川支川

二　砂防法第二条の土地の表示

広島県広島市安佐南区山本町の区域内の土地のうち、次の一点から五十二点までを順次結んだ線及び一点と五十二点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十年建設省告示第三百六十五号で指定した峯川に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	34°25′59.6503″	132°26′11.2384″
2	34°25′59.6319″	132°26′11.2607″
3	34°25′59.6070″	132°26′11.2647″
4	34°25′59.6155″	132°26′11.3436″
5	34°25′59.6274″	132°26′11.3925″
6	34°25′59.4763″	132°26′11.3870″
7	34°25′59.4094″	132°26′11.3796″
8	34°25′59.2669″	132°26′11.5878″
9	34°25′58.8424″	132°26′12.4377″
10	34°25′58.5188″	132°26′12.4679″
11	34°25′58.3998″	132°26′12.1357″
12	34°25′58.2611″	132°26′11.7489″
13	34°25′57.6197″	132°26′11.6282″
14	34°25′57.3949″	132°26′11.1973″
15	34°25′56.9616″	132°26′11.0321″
16	34°25′56.6928″	132°26′10.4506″
17	34°25′56.3744″	132°26′10.1799″
18	34°25′56.3968″	132°26′10.1457″
19	34°25′56.4749″	132°26′10.0260″
20	34°25′56.8233″	132°26′10.1198″
21	34°25′57.4594″	132°26′10.2761″
22	34°25′57.5274″	132°26′10.0328″
23	34°25′57.5370″	132°26′09.9983″
24	34°25′57.6104″	132°26′09.7358″
25	34°25′57.6829″	132°26′09.6357″
26	34°25′57.7030″	132°26′09.6080″
27	34°25′57.8242″	132°26′09.4411″
28	34°25′58.0168″	132°26′09.5642″
29	34°25′58.3978″	132°26′09.8078″
30	34°25′58.8168″	132°26′09.7518″
31	34°25′58.9031″	132°26′09.3317″
32	34°25′59.0422″	132°26′09.2084″
33	34°25′58.8757″	132°26′08.9124″
34	34°25′59.0293″	132°26′08.9842″
35	34°25′59.1751″	132°26′09.1368″
36	34°25′59.4528″	132°26′09.4451″
37	34°25′59.6171″	132°26′09.6737″
38	34°25′59.7733″	132°26′09.8821″
39	34°25′59.8585″	132°26′10.0195″
40	34°26′00.1103″	132°26′10.3499″
41	34°26′00.1497″	132°26′10.3927″
42	34°26′00.2092″	132°26′10.4573″
43	34°26′00.1841″	132°26′10.5919″
44	34°26′00.1237″	132°26′10.6740″
45	34°26′00.0651″	132°26′10.7172″
46	34°25′59.9834″	132°26′10.7594″
47	34°25′59.9962″	132°26′10.7928″
48	34°26′00.0776″	132°26′10.7501″
49	34°26′00.1436″	132°26′10.7020″
50	34°26′00.0645″	132°26′10.8130″
51	34°25′59.9217″	132°26′10.8654″
52	34°25′59.6172″	132°26′10.9283″

○東北地方整備局告示第百三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十九日　東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
岩手県下閉伊郡田野畑村菅窪二二三番一から同村菅窪二二三番一〇二まで	前	一一八・六一～一五〇・〇六メートル
	後	一一六・九〇～一四二・九四メートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第百四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十九日　東北地方整備局長　西村　拓

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百八号	大崎市古川大幡字新田一二〇番二から同市古川稲葉字角田八番まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年十二月二十一日

○北陸地方整備局告示第六十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十九日　北陸地方整備局長　髙松　諭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
南魚沼市上一日市字川端三一八番一から同市上一日市字鳥島二三三番一まで	前	一七・一二～二四・八七メートル
	後	一七・四六～二四・八七キロメートル　〇・三九〇

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第六十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十九日　北陸地方整備局長　髙松　諭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	南魚沼市上一日市字川端三一八番三から同市上一日市字鳥島二二五番二まで	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　令和七年十二月十九日

○北陸地方整備局告示第六十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十九日　北陸地方整備局長　髙松　諭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百五十九号及び二百四十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
かほく市高松オ一七番七から同市高松オ一四番一一まで	前	一八・〇〇～三五・一二メートル
	後	一八・〇〇～二八・八五キロメートル　〇・〇六〇

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第六十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十九日　北陸地方整備局長　髙松　諭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百五十九号及び二百四十九号	かほく市高松オ一七番七から同市高松ミ四番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年十二月十九日

○北陸地方整備局告示第七十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十九日　北陸地方整備局長　髙松　諭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号及び十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
新潟市中央区女池字西前沢一七九〇番四から同市中央区女池字西前沢一七九〇番五まで	前	三九・四六～四六・九五メートル
	後	三九・四六～四六・九五キロメートル　〇・〇三九

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第七十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十九日　北陸地方整備局長　髙松　諭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百五十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
羽咋市四柳町れ一一番一から石川県羽咋郡宝達志水町杉野屋れ四番一まで	前 A	七・四〇～五二・〇〇 メートル	五・九九一 キロメートル	上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B	一三・九九～五八・九七	七・二六八	
	C	一五・八七～三五・四六	〇・二三九	
	後 A	〇・三八～五二・〇〇	二・二三三	
	B	一三・九九～五八・九七	七・二六八	
	C	一五・八七～三五・四六	〇・二三九	

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十九日

路線名　供用開始の区間　近畿地方整備局長　齋藤　博之

百七十五号　西脇市下戸田字中垣内三九九番から同市上戸田字元城野二〇六番三八まで（ただし、関係図面に表示する部分の　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

供用開始の期日　令和七年十二月二十日

○中国地方整備局告示第八十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十九日　中国地方整備局長　杉中　洋一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十四号及び百八十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
安芸高田市吉田町常友字宮之沖六二六番から同市吉田町常友字宮之沖六二七番一まで	前	一八・五〇～二六・四三 メートル	〇・〇六四 キロメートル
	後	二二・七五～三七・一〇	〇・〇六四

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局三次河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十九日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福岡県遠賀郡岡垣町鍋田一丁目四三九番一五地内	前	五二・五〇～六二・〇〇 メートル	〇・〇二〇〇 キロメートル
	後	四七・〇〇～六二・〇〇	〇・〇二一〇

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

○茨城県公安委員会告示第九十八号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十二月十九日

茨城県公安委員会委員長　白川　洋子

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日茨城県公安委員会告示第五十四号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年十二月二十日まで

変更後　指定の期限　令和八年三月二十日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日茨城県公安委員会告示第五十四号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）

変更前　指定の期限　令和七年十二月二十日まで

変更後　指定の期限　令和八年三月二十日まで

○岐阜県公安委員会告示第十七号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十二月十九日

岐阜県公安委員会委員長　林　正子

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年八月二日岐阜県公安委員会告示第十一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年十二月二十日まで

変更後　指定の期限　令和八年三月二十日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和六年八月二日岐阜県公安委員会告示第十一号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）

変更前　指定の期限　令和七年十二月二十日まで

変更後　指定の期限　令和八年三月二十日まで

○愛知県公安委員会告示第三十二号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十二月十九日

愛知県公安委員会委員長　中尾　友紀

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日愛知県公安委員会告示第十号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年十二月二十日まで

変更後　指定の期限　令和八年三月二十日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日愛知県公安委員会告示第十号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）

変更前　指定の期限　令和七年十二月二十日まで

変更後　指定の期限　令和八年三月二十日まで

○三重県公安委員会告示第三十九号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十二月十九日

三重県公安委員会委員長　吉田すみ江

一　特定抗争指定暴力団等
　令和六年六月二十一日三重県公安委員会告示第十六号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　　指定の期限　令和七年十二月二十日まで
　変更後
　　指定の期限　令和八年三月二十日まで
二　特定抗争指定暴力団等
　令和六年六月二十一日三重県公安委員会告示第十六号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）
　変更前
　　指定の期限　令和七年十二月二十日まで
　変更後
　　指定の期限　令和八年三月二十日まで

○滋賀県公安委員会告示第百五十四号

　次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

　令和七年十二月十九日

　滋賀県公安委員会委員長　北村　嘉英

一　特定抗争指定暴力団等
　令和六年六月二十一日滋賀県公安委員会告示第七十号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　　指定の期限　令和七年十二月二十日まで
　変更後
　　指定の期限　令和八年三月二十日まで
二　特定抗争指定暴力団等
　令和六年六月二十一日滋賀県公安委員会告示第七十号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）
　変更前
　　指定の期限　令和七年十二月二十日まで
　変更後
　　指定の期限　令和八年三月二十日まで

○京都府公安委員会告示第二百一号

　次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

　令和七年十二月十九日

　京都府公安委員会委員長　池坊　由紀

一　特定抗争指定暴力団等
　令和六年八月二日京都府公安委員会告示第百三十二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　　指定の期限　令和七年十二月二十日まで
　変更後
　　指定の期限　令和八年三月二十日まで
二　特定抗争指定暴力団等
　令和六年八月二日京都府公安委員会告示第百三十二号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）
　変更前
　　指定の期限　令和七年十二月二十日まで
　変更後
　　指定の期限　令和八年三月二十日まで

○大阪府公安委員会告示第百六十八号

　次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

　令和七年十二月十九日

　大阪府公安委員会委員長　辻内　宏治

一　特定抗争指定暴力団等
　令和六年六月二十一日大阪府公安委員会告示第六十四号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　　指定の期限　令和七年十二月二十日まで
　変更後
　　指定の期限　令和八年三月二十日まで
二　特定抗争指定暴力団等
　令和六年六月二十一日大阪府公安委員会告示第六十四号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）
　変更前
　　指定の期限　令和七年十二月二十日まで
　変更後
　　指定の期限　令和八年三月二十日まで

○兵庫県公安委員会告示第二百六十号

　次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

　令和七年十二月十九日

　兵庫県公安委員会委員長　津田　隆雄

一　特定抗争指定暴力団等
　令和六年六月二十一日兵庫県公安委員会告示第百四十五号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　　指定の期限　令和七年十二月二十日まで
　変更後
　　指定の期限　令和八年三月二十日まで
二　特定抗争指定暴力団等
　令和六年六月二十一日兵庫県公安委員会告示第百四十五号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）
　変更前
　　指定の期限　令和七年十二月二十日まで
　変更後
　　指定の期限　令和八年三月二十日まで

国会事項

衆議院

委員推薦通知

　十二月十七日、議長は、地方制度調査会委員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。

　橘　慶一郎
　島尻安伊子
　奥野総一郎
　井上　英孝

継続審査及び継続調査の議決通知

　十二月十七日本院は閉会中次のとおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨参議院及び内閣に通知した。

内閣委員会

一、我が国の総合的な安全保障の確保を図るための土地等の取得、利用及び管理の規制に関する施策の推進に関する法律案（前原誠司外五名提出、第二百十六回国会衆法第二四号）

二、自動車盗難対策等の推進に関する法律案（田中健外一名提出、第二百十七回国会衆法第三一号）

三、国家公務員法等の一部を改正する法律案（大島敦外十七名提出、第二百十七回国会衆法第四三号）

四、国家公務員の労働関係に関する法律案（大島敦外十七名提出、第二百十七回国会衆法第四四号）

五、公務員庁設置法案（大島敦外十七名提出、第二百十七回国会衆法第四五号）

六、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案（山田勝彦外九名提出、第二百十七回国会衆法第六〇号）

七、インテリジェンスに係る態勢の整備の推進に関する法律案（橋本幹彦外一名提出、衆法第六号）

八、盗難自動車等の処分の防止に関する法律案（田中健外一名提出、衆法第一六号）

九、内閣の重要政策に関する件

一〇、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件

一一、栄典及び公式制度に関する件

一二、男女共同参画社会の形成の促進に関する件

一三、国民生活の安定及び向上に関する件

一四、警察に関する件

総務委員会

一、軽油引取税の税率の特例の廃止に関する法律案（青柳仁士外一名提出、第二百十七回国会衆法第一二号）

二、地方税法の一部を改正する法律案（吉川元外六名提出、第二百十七回国会衆法第二七号）

三、地方公務員法等の一部を改正する法律案（大島敦外十五名提出、第二百十七回国会衆法第四六号）

四、地方公務員の労働関係に関する法律案（大島敦外十五名提出、第二百十七回国会衆法第四七号）

五、郵政民営化法等の一部を改正する法律案（山口俊一外四名提出、第二百十七回国会衆法第五八号）

六、自動車税及び軽自動車税の環境性能割並びに自動車税及び軽自動車税の種別割の税率の上乗せに係る特例の廃止に関する法律案（向山好一外一名提出、衆法第三号）

七、行政の基本的制度及び運営並びに恩給に関する件

八、地方自治及び地方税財政に関する件

九、情報通信及び電波に関する件

一〇、郵政事業に関する件

一一、消防に関する件

法務委員会
一、民法の一部を改正する法律案（黒岩宇洋外五名提出、第二百十七回国会衆法第二九号）
二、婚姻前の氏の通称使用に関する法律案（藤田文武外二名提出、第二百十七回国会衆法第三〇号）
三、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案（円より子提出、第二百十七回国会衆法第三二号）
四、民法の一部を改正する法律案（円より子外四名提出、第二百十七回国会衆法第三五号）
五、刑事訴訟法の一部を改正する法律案（平岡秀夫外十八名提出、第二百十七回国会衆法第六一号）
六、民法の一部を改正する法律案（大河原まさこ外七名提出、第二百十七回国会衆法第六四号）
七、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案（小宮山泰子外七名提出、第二百十七回国会衆法第六五号）
八、刑法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（酒井なつみ外九名提出、衆法第一二号）
九、裁判所の司法行政に関する件
一〇、法務行政及び検察行政に関する件
一一、国内治安に関する件
一二、人権擁護に関する件

外務委員会
一、国際情勢に関する件

財務金融委員会
一、賃金上昇を上回る所得税の負担増加等に対処するために所得税に関し講ずべき措置に関する法律案（古川元久外一名提出、第二百十六回国会衆法第一号）
二、財政法の一部を改正する法律案（田中健外一名提出、第二百十六回国会衆法第一七号）
三、若者の就労所得に係る所得税の負担を軽減するための所得控除の拡充に関し講ずべき措置に関する法律案（田中健外一名提出、第二百十七回国会衆法第二三号）
四、外国為替資金特別会計の在り方の見直しに関する法律案（田中健外一名提出、第二百十七回国会衆法第二五号）
五、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律及び地方税法の一部を改正する法律案（川内博史外八名提出、第二百十七回国会衆法第五二号）
六、飲食料品に係る消費税の税率を引き下げて零とする臨時特例の創設及び給付付き税額控除の導入に関する法律案（吉田はるみ外四名提出、衆法第一号）
七、自動車重量税率の上乗せに係る特例の廃止に関する法律案（田中健外一名提出、衆法第四号）
八、財政に関する件
九、税制に関する件
一〇、関税に関する件
一一、外国為替に関する件
一二、国有財産に関する件
一三、たばこ事業及び塩事業に関する件
一四、印刷事業に関する件
一五、造幣事業に関する件
一六、金融に関する件
一七、証券取引に関する件

文部科学委員会
一、学校給食法の一部を改正する法律案（城井崇外十名提出、第二百十六回国会衆法第二五号）
二、高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案（津村啓介外七名提出、第二百十七回国会衆法第六号）
三、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部を改正する法律案（津村啓介外七名提出、第二百十七回国会衆法第七号）
四、障害者及びその家族に対する福祉、教育等に係る支援に関する施策の総合的な推進に関する法律案（森ようすけ外一名提出、衆法第一七号）
五、文部科学行政の基本施策に関する件
六、生涯学習に関する件
七、学校教育に関する件
八、科学技術及び学術の振興に関する件
九、科学技術の研究開発に関する件
一〇、文化芸術、スポーツ及び青少年に関する件

厚生労働委員会
一、就労支援給付制度の導入に関する法律案（階猛外五名提出、第二百十五回国会衆法第二号）
二、育児・介護二重負担者の支援に関する施策の推進に関する法律案（浅野哲外一名提出、第二百十六回国会衆法第一九号）
三、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案（中島克仁外九名提出、第二百十六回国会衆法第二三号）
四、医療保険の被保険者証等の交付等の特例に関する法律案（中島克仁外十二名提出、第二百十七回国会衆法第一号）
五、訪問介護事業者に対する緊急の支援に関する法律案（井坂信彦外十二名提出、第二百十七回国会衆法第二号）
六、健康保険法等の一部を改正する法律案（中島克仁外十名提出、第二百十七回国会衆法第八号）
七、特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案（岡本充功外十名提出、衆法第九号）
八、厚生労働関係の基本施策に関する件
九、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件
一〇、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件

農林水産委員会
一、国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案（神谷裕外八名提出、第二百十七回国会衆法第三八号）
二、国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案（神谷裕外八名提出、第二百十七回国会衆法第三九号）
三、農業用植物の優良な品種を確保するための公的新品種育成の促進等に関する法律案（神谷裕外八名提出、第二百十七回国会衆法第四〇号）
四、地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に関する法律案（神谷裕外八名提出、第二百十七回国会衆法第四一号）
五、食料供給困難事態対策法の一部を改正する法律案（神谷裕外四名提出、第二百十七回国会衆法第四二号）
六、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案（近藤和也外七名提出、第二百十七回国会衆法第六二号）
七、農林水産関係の基本施策に関する件
八、食料の安定供給に関する件
九、農林水産業の発展に関する件
一〇、農林漁業者の福祉に関する件
一一、農山漁村の振興に関する件

経済産業委員会
一、電気料金の高騰に対する当分の間の措置として電気の使用者に対して再生可能エネルギー電気に係る賦課金の請求が行われないようにするために講ずべき措置等に関する法律案（丹野みどり外一名提出、第二百十六回国会衆法第五号）
二、中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案（階猛外六名提出、第二百十七回国会衆法第一一号）
三、自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案（重徳和彦外十八名提出、第二百十七回国会衆法第五四号）
四、令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（米山隆一外七名提出、衆法第一八号）
五、経済産業の基本施策に関する件
六、資源エネルギーに関する件
七、特許に関する件
八、中小企業に関する件
九、私的独占の禁止及び公正取引に関する件
一〇、鉱業等に係る土地利用の調整に関する件

国土交通委員会
一、ライドシェア事業に係る制度の導入に関する法律案（青柳仁士外二名提出、第二百十七回国会衆法第二四号）
二、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の一部を改正する法律案（谷田川元外四名提出、第二百十七回国会衆法第六三号）
三、国土の適切な利用及び管理を確保するための施策の推進に関する法律案（黒岩宇洋外八名提出、衆法第七号）
四、非居住住宅税及び超短期所有住宅等の譲渡に係る事業所得等の課税の特例の創設等に関する法律案（鳩山紀一郎外一名提出、衆法第一三号）
五、運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律案（橘慶一郎外八名提出、衆法第一九号）
六、国土交通行政の基本施策に関する件
七、国土計画、土地及び水資源に関する件
八、都市計画、建築及び地域整備に関する件
九、河川、道路、港湾及び住宅に関する件
一〇、陸運、海運、航空及び観光に関する件
一一、北海道開発に関する件
一二、気象及び海上保安に関する件

環境委員会
一、国による全ての水俣病の被害者の救済の実現に向けた給付金等の支給に係る制度の創設に関する法律案（篠原孝外九名提出、第二百十七回国会衆法第六六号）
二、環境の基本施策に関する件
三、地球温暖化の防止及び脱炭素社会の構築に関する件
四、循環型社会の形成に関する件
五、自然環境の保護及び生物多様性の確保に関する件
六、公害の防止及び健康被害の救済に関する件
七、原子力の規制に関する件
八、公害紛争の処理に関する件
安全保障委員会
一、国の安全保障に関する件
予算委員会
一、予算の実施状況に関する件
決算行政監視委員会
一、令和五年度一般会計歳入歳出決算
令和五年度特別会計歳入歳出決算
令和五年度国税収納金整理資金受払計算書
令和五年度政府関係機関決算書
二、令和五年度国有財産増減及び現在額総計算書
三、令和五年度国有財産無償貸付状況総計算書
四、令和六年度一般会計歳入歳出決算
令和六年度特別会計歳入歳出決算
令和六年度国税収納金整理資金受払計算書
令和六年度政府関係機関決算書
五、令和六年度国有財産増減及び現在額総計算書
六、令和六年度国有財産無償貸付状況総計算書
七、令和六年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第二百十七回国会、内閣提出）
八、令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第二百十七回国会、内閣提出）
九、令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第二百十七回国会、内閣提出）
一〇、歳入歳出の実況に関する件
一一、国有財産の増減及び現況に関する件
一二、政府関係機関の経理に関する件
一三、国が資本金を出資している法人の会計に関する件
一四、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件
一五、行政監視に関する件
議院運営委員会
一、衆議院の解散に係る手続等に関する法律案（武正公一外五名提出、第二百十七回国会衆法第五一号）
二、新型コロナウイルス感染症対策検証委員会等の設置等に関する法律案（古川元久外一名提出、第二百十七回国会衆法第五九号）
三、衆議院規則の一部を改正する規則案（武正公一外五名提出、第二百十七回国会衆規第二号）
四、国会法等改正に関する件
五、議長よりの諮問事項
六、その他議院運営委員会の所管に属する事項
災害対策特別委員会
一、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（近藤和也外七名提出、第二百十六回国会衆法第二二号）
二、災害・防災に関する総合的な対策に関する件
政治改革に関する特別委員会
一、政治資金規正法の一部を改正する法律案（大串博志外八名提出、第二百十六回国会衆法第九号）
二、政党交付金の交付停止等に関する制度の創設に関する法律案（古川元久外二名提出、第二百十六回国会衆法第一二号）
三、政治資金規正法等の一部を改正する法律案（大串博志外七名提出、第二百十六回国会衆法第一三号）
四、政治資金規正法の一部を改正する法律案（大野敬太郎外三名提出、第二百十七回国会衆法第四号）
五、政治資金規正法の一部を改正する法律案（大野敬太郎外三名提出、第二百十七回国会衆法第五号）
六、政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（大串博志外十名提出、第二百十七回国会衆法第二一号）
七、公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案（落合貴之外四名提出、第二百十七回国会衆法第五〇号）
八、政治団体における複式簿記の導入に関する法律案（池下卓外二名提出、第二百十七回国会衆法第五五号）
九、政治資金規正法の一部を改正する法律案（古川元久外三名提出、衆法第二号）
一〇、政党等の政治資金の収入に関する制度の在り方に係る措置に関する法律案（長谷川淳二外八名提出、衆法第八号）
一一、政治改革に関する件
沖縄及び北方問題に関する特別委員会
一、沖縄及び北方問題に関する件
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会
一、北朝鮮による拉致問題等に関する件
消費者問題に関する特別委員会
一、消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策に関する件
東日本大震災復興及び原子力問題調査特別委員会
一、東日本大震災復興の総合的対策及び原子力問題に関する件
地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会
一、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案（階猛外七名提出、第二百十七回国会衆法第二二号）
二、児童扶養手当法の一部を改正する等の法律案（大西健介外十一名提出、第二百十七回国会衆法第五六号）
三、保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案（早稲田ゆき外十二名提出、第二百十七回国会衆法第五七号）
四、地域活性化・こども政策・デジタル社会形成の総合的な対策に関する件
又同日本院は閉会中次のとおり委員会が審査を継続することを議決した旨参議院及び内閣に通知した。
政治改革に関する特別委員会
衆議院議員の定数削減等に関する法律案（加藤勝信外九名提出、衆法第一一号）
質問書転送
十二月十七日次の質問主意書を内閣に転送した。
沖縄の自主性の尊重及び自立的発展と沖縄振興予算等現行の沖縄振興策の諸制度に関する質問主意書
八重山圏域における情報通信インフラ整備に関する質問主意書
所有者不明農地対策に係る農業委員会への支援に関する質問主意書
最低賃金額の大幅な引上げと地域間格差是正及び中小企業支援強化に向けた取組に関する質問主意書
ウォーターＰＰＰ等の推進における問題点に関する質問主意書
永住者の在留資格の取消し等に関する質問主意書
「不法滞在者」という呼称の使用等に関する質問主意書
陸上自衛隊祝園分屯地の弾薬庫増設に関する質問主意書
地域医療の危機的状況と現場からの改善提案に関する質問主意書
教科書検定基準にある近隣諸国条項削除に関する質問主意書
デジタル行政に関する質問主意書
キャッシュレス決済に関する質問主意書
ＷＥＢ３時代の金融インフラに関する質問主意書
偽広告等を利用したＳＮＳ型投資詐欺に対する注意喚起の改善に関する質問主意書
北朝鮮の人権状況に関する国連報告書及び拉致問題に関する質問主意書
中国への渡航危険情報の見直しに関する質問主意書
中国総領事館による虚偽情報拡散に関する質問主意書
香港行政長官の銀行口座凍結に関する質問主意書
ソウル日本大使館前の慰安婦像の撤去に関する質問主意書
法務大臣による欧州の社会統合失敗発言に関する質問主意書
領空侵犯した無人機の撃墜に関する質問主意書
成年後見制度における本人の意思尊重と制度利用者の手続保障の確保に関する質問主意書
成年後見制度における後見人の資質向上及び監督体制の強化に関する質問主意書
成年後見制度における後見人の報酬決定の透明性の確保と財産権の保護に関する質問主意書
「お米券」に関する質問主意書
国会議員の世襲に対する高市早苗内閣総理大臣の見解に関する質問主意書
胎児と母体との関係に関する質問主意書
パレスチナ国家承認問題に関する質問主意書
科学技術関係予算に関する質問主意書
香害及び化学物質過敏症対策に関する質問主意書

中央社会保険医療協議会における処方箋料にかかる議論に関する質問主意書
中央社会保険医療協議会薬価専門部会における安川健司会長の見解に関する質問主意書
古本文化の価値及び持続可能性確保に関する質問主意書
科学技術分野における国際協力に関する質問主意書
柏崎刈羽原子力発電所の複合災害時などにおける住民避難等に関する質問主意書
柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護に関わる不適切な文書管理案件に関する質問主意書
古代王権は男系・女系の両方が機能する双系であったとの歴史学説と高市早苗総理大臣の皇位継承についての考え方に関する質問主意書
学び直し支援及び高等学校等就学支援金等の在り方に関する質問主意書
新型コロナワクチンの安全性に関する質問主意書
いわゆる電動キックボードの安全に関する質問主意書
中国資本の影響下にある火葬場の附帯料金に関する質問主意書
テーザーガンの試験導入と地域警察官の装備資機材に関する質問主意書
公道カートの集団走行に関する質問主意書
高市内閣における「財政規律」のあり方に関する質問主意書
超大企業への不公平な優遇税制に関する質問主意書
外貨準備の為替差益（含み益）の国民への還元に関する質問主意書
日本の財政とトラス政権、ギリシャとの比較に関する質問主意書
いわゆる「一億円の壁」に関する質問主意書
海洋の科学的調査等に関する質問主意書
いわゆる年収の壁に関する質問主意書
財政余力に関する質問主意書
物価変動等の経済情勢の変化を踏まえた法人税の軽減税率及び相続税の非課税限度額の見直しに関する質問主意書
非核三原則に対する高市内閣総理大臣及び高市内閣の見解に関する再質問主意書
旧共済年金受給者で退職後に厚生年金に加入した者の年金受給権の保障に関する質問主意書
年間最大八千億円超の残薬に関する質問主意書
持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営の支援等に関する質問主意書
出産費用の自己負担無償化に関する質問主意書
専門的支援が必要な障害児等（医療的ケア児者）への支援に関する質問主意書
アピアランスケアにかかる支援に関する質問主意書
ダウンロード形式のゲーム収集・保存に関する質問主意書
善福寺川上流地下調節池整備事業の費用便益比に関する質問主意書
二〇二四年十二月に国際連合総会で採択されたサイバー犯罪条約に関する質問主意書
政治活動の自由と屋外広告物条例に関する再質問主意書
中央省庁の働き方改革と国会業務との関係および公文書の取扱いなどに関する質問主意書

請願書送付

十二月十七日本院において採択した次の請願書を内閣に送付した。

法務局・更生保護官署・出入国在留管理庁・少年院及び少年鑑別所の増員に関する請願　二十一
介護支援専門員・相談支援専門員への処遇改善に関する請願　一
筋痛性脳脊髄炎の指定難病と研究促進を求めることに関する請願　五十
国民を腎疾患から守る総合対策の早期確立に関する請願　一

報告書受領

十二月十七日国と地方の協議の場議長木原稔から次の報告書を受領した。

国と地方の協議の場に関する法律第七条第一項の規定に基づく国と地方の協議の場（令和七年度第二回）における協議の概要に関する報告書

辞令

（法制次長）衆議院法制局参事　笠井　真一
衆議院法制局長に任命する
衆議院法制局長　橘　幸信
願に依り本職を免ずる（以上十二月十七日）

衆議院法制局

辞令

（第一部長）衆議院法制局参事　望月　譲
法制次長を命ずる
第一部長事務取扱を命ずる（十二月十七日）

参議院

議事日程　第十一号
令和七年十二月十七日（水曜日）
午前十一時三十分　本会議

第一　法務局、更生保護官署、出入国在留管理庁及び少年院・少年鑑別所の増員に関する請願（九件）

事務総長辞任

十二月十七日議院は、事務総長小林史武の辞任を許可した。

事務総長当選

十二月十七日事務総長の選挙において、伊藤文靖が当選した。

質問主意書提出

十二月十七日議員から次の質問主意書が提出された。

佐賀県警におけるＤＮＡ型鑑定に係る不正行為に関する質問主意書（仁比聡平提出）（第八〇号）
マイナ保険証への一本化に係る準備状況等に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第八一号）
マイナ保険証への一本化に係るトラブル及び保険証の切替えが困難な国民に対する支援措置に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第八二号）
被害者手帳導入の政策目的及び制度設計に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第八三号）
被害者手帳導入時の実効性の確保策等に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第八四号）
子どもからのＳＯＳを聞き逃さない仕組みに関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第八五号）
スルガ銀行不正融資問題の早期解決に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第八六号）
インボイス制度の負担軽減措置等の柔軟な運用に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第八七号）
存立危機事態が「平素」であるとする政府答弁に関する質問主意書（小西洋之提出）（第八八号）
存立危機事態において我が国が我が国と密接な関係にある他国の同意を得て武力行使をすることに関する質問主意書（小西洋之提出）（第八九号）
日中平和友好条約に規定する「武力に訴えないこと」に関する質問主意書（小西洋之提出）（第九〇号）
高市早苗内閣総理大臣の言う「台湾有事」に係る「存立危機事態」における中国の我が国に対する反撃又は報復攻撃に関する質問主意書（小西洋之提出）（第九一号）
高市総理の言う「台湾有事」の存立危機事態における「我が国と密接な関係にある他国」の意味等に関する質問主意書（小西洋之提出）（第九二号）
高市総理の言う「台湾有事」に係る「どう考えても存立危機事態になり得るケース」の趣旨等に関する質問主意書（小西洋之提出）（第九三号）
存立危機事態の要件該当性を判断するに当たっての「戦禍」及び「国民が被ることとなる犠牲」に関する質問主意書（小西洋之提出）（第九四号）
国光あやの外務副大臣による小西洋之参議院議員への質問通告に係る事実無根の誹謗中傷による名誉毀損行為に関する質問主意書（小西洋之提出）（第九五号）

質問主意書転送

十二月十七日次の質問主意書を内閣に転送した。

原子力災害対策指針における屋内退避の運用に関する質問主意書（山本太郎提出）（第六六号）
原子力防災に係る緊急時対応の了承取消し等に関する質問主意書（山本太郎提出）（第六七号）
竹中平蔵氏の叙勲に関する質問主意書（山本太郎提出）（第六八号）
福島第一原子力発電所に係る政令改正の影響に関する質問主意書（山本太郎提出）（第六九号）
台風被害を受けた八丈島の事業再建支援に関する質問主意書（山本太郎提出）（第七〇号）
公用車に搭載されたカーナビのＮＨＫ受信料に関する再質問主意書（石垣のりこ提出）（第七一号）
ミャンマー国民和解担当日本政府代表の国民和解における実績に関する質問主意書（伊勢崎賢治提出）（第七二号）
難民認定を受けたトランスジェンダー当事者の在留カードの性別記載変更に関する質問主意書（ラサール石井提出）（第七三号）
高市政権の外国人政策の在り方等に関する質問主意書（ラサール石井提出）（第七四号）
ネットオークションにおけるアイヌ民族の戸籍簿の売買に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第七五号）
医師の応招義務及び不法滞在の外国人の医療費支払等に関する再質問主意書（百田尚樹提出）（第七六号）
生活保護費に関する質問主意書（百田尚樹提出）（第七七号）

帰化の許可及び永住許可の要件厳格化に関する質問主意書（百田尚樹提出）（第七八号）
原子力潜水艦の保有及び非核三原則に関する質問主意書（辻元清美提出）（第七九号）
佐賀県警におけるＤＮＡ型鑑定に係る不正行為に関する質問主意書（仁比聡平提出）（第八〇号）
マイナ保険証への一本化に係る準備状況等に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第八一号）
マイナ保険証への一本化に係るトラブル及び保険証の切替えが困難な国民に対する支援措置に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第八二号）
被害者手帳導入の政策目的及び制度設計に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第八三号）
被害者手帳導入時の実効性の確保策等に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第八四号）
子どもからのＳＯＳを聞き逃さない仕組みに関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第八五号）
スルガ銀行不正融資問題の早期解決に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第八六号）
インボイス制度の負担軽減措置等の柔軟な運用に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第八七号）
存立危機事態が「平素」であるとする政府答弁に関する質問主意書（小西洋之提出）（第八八号）
存立危機事態において我が国が我が国と密接な関係にある他国の同意を得て武力行使をすることに関する質問主意書（小西洋之提出）（第八九号）
日中平和友好条約に規定する「武力に訴えないこと」に関する質問主意書（小西洋之提出）（第九〇号）
高市早苗内閣総理大臣の言う「台湾有事」に係る「存立危機事態」における中国の我が国に対する反撃又は報復攻撃に関する質問主意書（小西洋之提出）（第九一号）
高市総理の言う「台湾有事」の存立危機事態における「我が国と密接な関係にある他国」の意味等に関する質問主意書（小西洋之提出）（第九二号）
高市総理の言う「台湾有事」に係る「どう考えても存立危機事態になり得るケース」の趣旨等に関する質問主意書（小西洋之提出）（第九三号）
存立危機事態の要件該当性を判断するに当たっての「戦禍」及び「国民が被ることとなる犠牲」に関する質問主意書（小西洋之提出）（第九四号）
国光あやの外務副大臣による小西洋之参議院議員への質問通告に係る事実無根の誹謗中傷による名誉毀損行為に関する質問主意書（小西洋之提出）（第九五号）

報告書提出

十二月十七日委員長から次の報告書を提出した。

法務委員会請願審査報告書（第一号）
厚生労働委員会請願審査報告書（第一号）

請願書送付

十二月十七日、議院において採択した「法務局、更生保護官署、出入国在留管理庁及び少年院・少年鑑別所の増員に関する請願」外四十件の請願は、即日これを内閣に送付した。

継続審査及び継続調査の議決通知

十二月十七日本院は、閉会中次のとおり委員会及び調査会が審査及び調査を継続することを議決した旨衆議院及び内閣に通知した。

内閣委員会
一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査
総務委員会
一、行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査
法務委員会
一、法務及び司法行政等に関する調査
外交防衛委員会
一、外交、防衛等に関する調査
財政金融委員会
一、財政及び金融等に関する調査
文教科学委員会
一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査
厚生労働委員会
一、社会保障及び労働問題等に関する調査
農林水産委員会
一、農林水産に関する調査
経済産業委員会
一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査
国土交通委員会
一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査
環境委員会
一、環境及び公害問題に関する調査
予算委員会
一、予算の執行状況に関する調査
決算委員会
一、令和六年度一般会計歳入歳出決算、令和六年度特別会計歳入歳出決算、令和六年度国税収納金整理資金受払計算書、令和六年度政府関係機関決算書
二、令和六年度国有財産増減及び現在額総計算書
三、令和六年度国有財産無償貸付状況総計算書
四、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査
行政監視委員会
一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査
議院運営委員会
一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件
災害対策及び東日本大震災復興特別委員会
一、災害及び東日本大震災復興の総合的対策樹立に関する調査
沖縄・北方問題及び地方に関する特別委員会
一、沖縄・北方問題及び地方の活性化等に関しての総合的な対策樹立に関する調査
政治改革に関する特別委員会
一、政治改革に関する調査
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会
一、北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査
政府開発援助及び国際協力・人道支援等に関する特別委員会
一、政府開発援助及び国際協力・人道支援等に関する調査
デジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別委員会
一、デジタル社会の形成、人工知能の活用及び関係する科学技術等に関しての総合的な対策樹立に関する調査
消費者問題に関する特別委員会
一、消費者問題に関しての総合的な対策樹立に関する調査
こども・子育て・若者活躍に関する特別委員会
一、こども・子育て・若者活躍に関しての総合的な対策樹立に関する調査会
国際問題に関する調査会
一、国際問題に関する調査
国民生活・経済に関する調査会
一、国民生活・経済に関する調査
資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会
一、原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関する調査

報告書受領

十二月十七日国と地方の協議の場議長から、国と地方の協議の場に関する法律第七条第一項の規定に基づく国と地方の協議の場（令和七年度第二回）における協議の概要に関する報告書を受領した。

辞令

（議事部長）参議院参事　八鍬　敬嗣
事務次長を命ずる
議事部長事務取扱を命ずる（十二月十七日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、カタールの国祭日につき、十二月十七日同国首長殿下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

組換えＤＮＡ技術応用飼料の安全性に関する確認を受けた飼料について（公表）

次に掲げる組換えＤＮＡ技術応用飼料については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第１の１の(1)のシの規定に基づき組換えＤＮＡ技術応用飼料の安全性に関する確認を行ったので、組換えＤＮＡ技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続（平成14年11月26日農林水産省告示第1780号）第４条の規定に基づき公表する。

令和７年12月19日
農林水産大臣　鈴木　憲和

品種	名称	申請者
なたね	ＤＨＡ産生及び除草剤グルホシネート耐性キャノーラ（ＮＳ－Ｂ50027－4）	NUSEED Nutritiona 1US Inc.
大豆	除草剤グルホシネート、ジカンバ、アリルオキシアルカノエート系及びトリケトン系耐性ダイズＭＯＮ94313系統	バイエルクロップサイエンス株式会社
大豆	チョウ目害虫抵抗性ダイズＭＯＮ94637系統	バイエルクロップサイエンス株式会社

北陸地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十九日

北陸地方整備局長　髙松　諭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十七号

(三) 占用を制限する区域

区域

南魚沼市上一日市字川端三一八番三から同市上一日市字鳥島二三三番一まで

備考

(四) 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日

令和七年十二月二十日

(七) 図面縦覧場所

北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十九日

北陸地方整備局長　髙松　諭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百五十九号

(三) 占用を制限する区域

区域

かほく市高松オ一七番七から同市高松ミ四番一まで

備考

(四) 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日

令和七年十二月二十日

(七) 図面縦覧場所

北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

記

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了

人事院規則８－12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間は、令和７年12月18日をもって満了した。

令和７年12月19日

人事院事務総局人材局企画課長　澤田　晃一

記

2024年度総務省経験者採用試験（係長級（事務））

2024年度総務省経験者採用試験（係長級（技術））

2024年度外務省経験者採用試験（書記官級）

2024年度国税庁経験者採用試験（国税調査官級）

2024年度農林水産省経験者採用試験（係長級（技術））

2024年度国土交通省経験者採用試験（係長級（事務））

2024年度国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））

2024年度観光庁経験者採用試験（係長級（事務））

2024年度気象庁経験者採用試験（係長級（技術））

諸　事　項

公　告

土地家屋調査士法人懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第43条第１項第１号の規定に基づき、戒告の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

令和７年12月19日　法務大臣　平口　　洋

記

名称　土地家屋調査士法人双葉

所属する土地家屋調査士会　長野県土地家屋調査士会

法人番号　10―0005

主たる事務所の所在地　長野県長野市南長野西後町1555番地クレスビル２階

令和８年度共同研究公募課題

国土地理院共同研究実施規程（平成14年３月28日国官技第381号）に基づき実施する共同研究の令和８年度共同研究公募課題を次のように定めたので、その研究を共同実施する者を公募する。

令和７年12月19日

国土地理院長　河瀬　和重

1　研究の題目

題目：高分解能衛星の多方向観測による画像群を使用した高精度３次元データの取得と利活用に関する官民共同研究

2　研究内容及び応募手続に関する説明会

日時：令和８年１月９日（金）13時30分から

場所：オンラインにて行う。国土地理院ホームページに掲載する連絡先に前々日までに申込みを行うこと。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の特別調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第６号

大分市大字佐野744番地の１
清算株式会社　佐野工業株式会社
代表清算人　池見　政子
１　決定年月日　令和７年12月８日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

大分地方裁判所民事第１部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１００３号

千葉市中央区富士見１丁目14番13号千葉大栄ビル８階
清算株式会社　株式会社インフィナイト・ソリューションズ
１　決定年月日　令和７年12月４日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。

千葉地方裁判所民事第４部

令和７年（ヒ）第２０４６号

東京都新宿区西新宿２丁目４番１号
清算株式会社　株式会社グローバル・メディカルラボ
１　決定年月日　令和７年12月５日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０７９号

東京都港区新橋３丁目11番８号　オーイズミ新橋第２ビル４Ｆ
清算株式会社　ＴＳ株式会社
代表清算人　宮崎　誠司
１　決定年月日　令和７年12月９日
２　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

１　利息・遅延損害金の免除

清算株式会社は、協定債権のうち利息債権及び遅延損害金については、本協定認可決定確定時に協定債権者から全額免除を受ける。

２　弁済の通貨

本協定に基づく弁済は、円建てで行う。

３　弁済の場所及び端数の処理

⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。

⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切捨てる。

第２　担保権付債権並びに一般債権及び劣後債権

１　定義

⑴　担保権付債権

担保権付債権とは、協定債権のうち、株式会社きらぼし銀行が有する債権のうち、動産譲渡担保権で担保された債権（債権額6,968,609円）をいう。

⑵　一般債権

一般債権とは、協定債権のうち、本項第⑴に定める担保権付債権、本項第⑶に定める劣後債権、利息債権及び遅延損害金請求権に該当しないものをいう。

⑶　劣後債権

劣後債権とは、協定債権のうち、株式会社日本政策金融公庫が有する劣後特約付債権をいう。

２　弁済及び免除

⑴　弁済原資

清算株式会社の保有現預金から清算結了までに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を弁済原資とする。

⑵　弁済

ア　担保権付債権に対する弁済

清算株式会社は、担保権付債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１ヶ月以内に、6,968,609円を弁済する。

イ　一般債権に対する弁済

清算株式会社は、一般債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１ヶ月以内に、弁済原資より、別紙「債権額一覧表」記載の各一般債権の債権額に応じて按分して弁済する。

⑶　免除

ア　一般債権に関する免除

一般債権者は、本項第⑵イに基づく弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各一般債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、当該弁済時にその債務を免除する。

イ　劣後債権に関する免除

株式会社日本政策金融公庫は、本協定の認可の決定が確定した時に、協定債権のうち、劣後債権にかかる債務を全額免除する。

⑷　新たな財産が発見された場合の追加弁済

ア　本項第⑵イの弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、一般債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除してなお残額が存する場合は、当該残額を別紙「債権額一覧表」記載の各一般債権の債権額に応じて按分して弁済する。

イ　アによる弁済を行った場合は、本項第⑶アに基づく免除は、当該追加弁済額を限度として本項第⑵イに基づく弁済時に遡って効力を失う。

（別紙省略）

以上

東京地方裁判所民事第20部

再生債権の特別調査期間

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

令和七年十二月十九日
東京都新宿区四谷一丁目二二番地
（甲）株式会社ルーデル
代表取締役　和泉　晴
東京都新宿区四谷一丁目二二番地五ＷＥＳＴＡＬＬ四谷ビル一階
（乙）ｍｅｎｕデリバリー株式会社
代表取締役　山内　拓夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十二月三日
掲載頁　九頁
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十二月三日
掲載頁　六十頁（号外第二六五号）

令和七年十二月十九日
東京都新宿区四谷一丁目二二番地
（甲）株式会社Ｄｅｃｏｏ
代表取締役　山田　泰光
東京都新宿区四谷一丁目二二番地
（乙）株式会社Ｒｅａｚｉｓｔａ
代表取締役　山内　拓夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十月一日
掲載頁　一七六頁（号外第二二〇号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十月一日
掲載頁　一七〇頁（号外第二二〇号）
令和七年十二月十九日
東京都大田区西蒲田七丁目二三番三号日研第一ビル
（甲）日研トータルソーシング株式会社
代表取締役　清水　浩二
東京都大田区西蒲田七丁目八番三号日研第二ビル
（乙）株式会社アビリティーニッケン
代表取締役　高橋　渉

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十二月三日
掲載頁　九頁
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月三日
掲載頁　六十頁（号外第二六五号）

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.sunfrt.co.jp/otake_kenso/

（乙）https://www.sunfrt.co.jp/otake_kenso_holdings/

令和七年十二月十九日

東京都品川区北品川五丁目八番一九号

（甲）大竹建窓株式会社

代表取締役　大竹　幸一

東京都品川区北品川五丁目八番一九号

（乙）株式会社大竹建窓ホールディングス

代表取締役　齋藤　清一

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年二月一日であり、甲及び乙の社員総会決議は令和七年十二月十二日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告の掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十九日

長野県松本市大字島立九五六番地一三

（甲）税理士法人柴田・水城会計

代表社員　柴田　博康

長野県松本市蟻ケ崎一丁目六番三三号

（乙）税理士法人百瀬会計

社員　百瀬　敏男

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月十七日

掲載頁　一七一頁（号外第一三三号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十二月十二日

掲載頁　一一九頁（号外第二七二号）

令和七年十二月十九日

愛知県一宮市浅野字大曲り三〇番地三

（甲）株式会社ファルマリンク

代表取締役　根本　聡

東京都千代田区大手町一丁目六番一号

（乙）株式会社クローバー

代表取締役　松枝　秀和

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月二十九日

掲載頁　二一〇頁（号外第二一七号）

令和七年十二月十九日

大阪市淀川区西宮原二丁目二番二二号

（甲）株式会社ライフコーポレーション

代表取締役　岩崎　高治

栃木県大田原市中央一丁目一一番三号

（乙）株式会社大橋酒店

代表取締役　大橋　京子

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のＬＥＤの販売、レンタルサービスおよび仕入に関する事業、並びに「カギカン」「ジョブカン」「ＫＡＮＮＡ」および複合機カウンターサービス等の月額請求方式に関する事業（但し、ＮＴＴグループ各社との取引を含むもの、並びに乙のフランチャイズ加盟店および委託店との取引を含むものは除く）に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月二十五日

掲載頁　十八頁

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済み。

令和七年十二月十九日

東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目一三番六号

（甲）株式会社ＦＴコミュニケーションズ

代表取締役　風間　芳樹

東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目一三番六号

（乙）株式会社エフティグループ

代表取締役　小林　亮二

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の山口県内における教育事業に関する権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年二月一日であり、甲は会社法第七八四条第二項、乙は同第七九六条第一項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月二十五日

掲載頁　一八一頁（号外第一九一号）

（乙）令和七年十二月一日設立につき、確定した最終事業年度はありません。

令和七年十二月十九日

神戸市中央区東川崎町一丁目三番三号

（甲）株式会社ティエラコム

代表取締役　増澤　空

山口市小郡黄金町七番四号

（乙）株式会社ティエラ山口

代表取締役　冨田　剛史

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ごてつ（住所静岡県沼津市千本港町一一三番地）に対して当社の飲食店運営事業の一部（「カキ小屋食堂」「沼津カキ小屋二号店」「米と魚沼津店」「海鮮専門店五鉄沼津五鉄本店」「海鮮専門店五鉄小田原五鉄」「海女小屋ＢＢＱ」「漁師めし食堂沼津店」）及びテーマパーク（静岡ゴールデン横丁）運営事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十一月二十七日

掲載頁　一一九頁（号外第二五九号）

令和七年十二月十九日

静岡県沼津市春日町一一番地二

株式会社ＤＢＳ

代表取締役　山田　勝一

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するタカダファッション株式会社（愛知県名古屋市中区錦二丁目七番七号）に対して当社の不動産賃貸事業の一部に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当社は、新設分割により新設する株式会社ＴＫＤ７２（愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一六番八号）に対して当社の不動産賃貸事業の一部に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当社は、新設分割により新設する株式会社ＴＫＤ３２（愛知県名古屋市東区白壁三丁目二七番八号）に対して当社の不動産賃貸事業の一部に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十日

掲載頁　六十八頁（号外第一三八号）

令和七年十二月十九日

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一六番八号

高田株式会社

代表取締役　鬼頭　佳代

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社瑞翠企画とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十九日

札幌市豊平区美園一条五丁目三番二〇号

合同会社瑞翠企画

代表社員　岩田　圭史

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十九日

岩手県二戸郡一戸町岩舘字田中六二番地二

Ｂｅｒｒｙ　Ｌｏｈａｓ　Ｊａｐａｎ合同会社

代表社員　Ｂｅｒｒｙ合同会社

職務執行者　紺野　義昭

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和七年十二月十九日

茨城県鹿嶋市長栖一八七九―二〇七

合同会社Ｏｄｙｓｓｅｙ

代表社員　阿部　慎也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十九日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三番地大宮マルイ七階

金山合同会社

代表社員　朴　京花

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月二十日であり、組織変更後の商号はＣＡＰＩＴＡＬ　ＡＲＣＨ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十九日

東京都中央区銀座一―一六―七銀座大栄ビル五階

ＧＥパートナーズ合同会社

代表社員　清水　康成

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ブローノとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十九日

神奈川県横浜市港北区下田町三―六―一四

ブローノ合同会社

代表社員　上仲　遼

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十九日

神奈川県横浜市中区長者町三丁目八番一三号

合同会社ＹＯＫＯＨＡＭＡ　ｃａｐｉｔａｌ

代表社員　戸田　学

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月二十三日であり、組織変更後の商号はビッグウェーブ・カンパニー株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十九日

神奈川県横浜市中区桜木町一丁目一〇一番地一クロスゲート七階

Ｅｄｇｅ　Ｇｒｏｗｔｈ合同会社

代表社員　大波　周一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十九日

岐阜市菅生一丁目一〇番三号

合同会社ＣＯＺＹ

代表社員　大西　伸幸

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十九日

愛知県北名古屋市薬師寺草木五九番地二

合同会社Ｔ＆Ａ　ｃｏｍｐａｎｙ

代表社員　木下　歩美

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十九日

大阪市北区梅田一―一―三大阪駅前第三ビル二九階一―一―一号室

ＬＩＭＩＴ８ＬＥＳＳ合同会社

代表社員　豊田　翔也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ライムホームとします。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十九日

沖縄県宮古島市平良字下里一七二番地四

合同会社ライム不動産

代表社員　下地　有子

効力発生日変更公告

左記会社は、令和七年十二月二十二日予定の吸収合併の効力発生日を令和八年一月一日に変更いたしましたので公告します。

令和七年十二月十九日

山口県長門市日置上八八五番地

（甲）ヤマネ鉄工建設株式会社

代表取締役　山根　正寛

東京都千代田区丸の内一丁目九番二号

（乙）株式会社タクミホールディングス２

代表取締役　仲田真紀子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　下野新聞

掲載の日付　令和七年十二月十二日

掲載頁　六頁

令和七年十二月十九日

栃木県那須塩原市石林三一七番地一一

株式会社益徳工務店

代表取締役　益子　隆

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千百二十六万千四百四十四円減少し資本準備金とし、一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年二月一日であり、株主総会の決議は、令和七年十月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十二月十九日

掲載頁　三頁

令和七年十二月十九日

東京都渋谷区神宮前五丁目五二番二号青山オーバルビル一二階

株式会社ＴＷＩＮ　ＰＬＡＮＥＴ

代表取締役　矢嶋　健二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

大阪通天閣合同会社

代表社員　ウィローズ・オオサカ・ピー

ティーイー・リミテッド

職務執行者　林　令史

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.deloitte.com/jp/ja/legal/public-notice.html

令和七年十二月十九日

東京都千代田区丸の内三丁目二番三号丸の内二重橋ビルディング

デロイトトーマツＴＭＡＣ株式会社

代表取締役　野田　敦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億五一〇〇万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十二月一日

掲載頁　二頁

令和七年十二月十九日

東京都港区六本木一丁目六番一号

ＳＢＩネオ金融プラットフォーム株式会社

代表取締役　前田　洋海

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百九十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十二月十九日

愛知県東海市加木屋町西御門二五番地の二

一幸商事有限会社

代表取締役　中村　雅一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五〇万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十九日

沖縄県宮古島市平良字下里二九〇五番地二

合同会社４６ｓｔ.

代表社員　伊良皆優理佳

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年一月三十日を効力発生日とする株式会社本家比内地鶏との株式交換（以下「本株式交換」）により、資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この資本準備金の額の減少は、本株式交換に伴う株式の発行と同時に、本株式交換による資本準備金の増加額を減少するものであることから、資本準備金の額の減少の効力発生日後の資本準備金の額は、同日前の資本準備金の額を下回ることはありません。

そのため、この資本準備金の額の減少は、取締役により決定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況ですが、当社に確定した最終事業年度はありません。

令和七年十二月十九日

秋田県大館市比内町大葛字大谷八四番地

株式会社ｋｅｎｋｅｎホールディングス

代表取締役　阿部　健二

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億九千四百九十九万九千三百二円、資本準備金の額を一億九千二十四万二百九十一円減少し、それぞれ一億円、二億九千九百七十五万八千九百八十六円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　八十九頁（号外第一四六号）

令和七年十二月十九日

東京都港区西新橋一丁目二番九号

株式会社ＢｕｓｉｎｅｓｓＴｅｃｈ

代表取締役　西山　善郎

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億九千百万円、資本準備金の額を三億円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年十二月十九日

兵庫県芦屋市大桝町五番一五号

アライアンスホールディングス株式会社

代表取締役　田中　隆之

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して単元株式数を廃止することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和七年十二月十八日です。

令和七年十二月十九日

横浜市中区桜木町一丁目一番地

花月園観光株式会社

代表取締役　松尾嘉之輔

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社ファルマリンクと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年二月一日までに当社にご提出下さい。

令和七年十二月十九日

東京都千代田区大手町一丁目六番一号

株式会社クローバー

代表取締役　松枝　秀和

任意清算公告

当社は、令和七年十一月三十日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十九日

秋田県湯沢市川連町字平城下一六番地の一一

合資会社阿部商店

代表社員　阿部　忠文

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十一億八千三百万円減少し二百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://ydyac.co.jp/report/?p=6

令和七年十二月十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

ＫＲＤ名神レジデンス特定目的会社

取締役　安田祐一郎

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五十三億四千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月二日

掲載頁　一二〇頁（号外第一〇〇号）

令和七年十二月十九日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号

福岡プロパティー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四十七億千百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十月六日

掲載頁　六十頁（号外第二二三号）

令和七年十二月十九日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号

ジェイロジスティック特定目的会社

取締役　吉岡　淳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金五十二億円減少し、金二億四千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000968/35wx/

令和七年十二月十九日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワーＫＰＭＧ税理士法人内

銀座歌舞伎特定目的会社

取締役　髙橋　通彰